

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第187号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表北区役所、中京区役所及び西京区役所の款中「北区役所」の右に「、上京区役所」を加え、同表上京区役所の款を削り、同表左京区役所及び下京区役所の款中「及び下京区役所」を「、山科区役所及び右京区役所」に改め、同款福祉部の項中「保護第三係長」を「保護第三係長 保護第四係長」に改め、同表山科区役所及び右京区役所の款中「山科区役所及び右京区役所」を「下京区役所」に改め、同款福祉部の項中「保護第四係長」を削り、同表南区役所及び伏見区役所の款を次のように改める。

南区役所	区民部	総務課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市民税課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納税課	
福祉部		福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援課	支援第一係長 支援第二係長
		保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護 第三係長 保護第四係長 保護第五 係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保 健係長

	保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛 生 課	環境衛生係長 食品衛生係長
伏見区役所	区 民 部	総 務 課	庶務係長 調査係長
		まちづくり 推進課	
		市民窓口課	記録係長 窓口係長 会計係長
		市 民 税 課	管理係長 市民税係長
		固定資産税 課	土地係長 家屋償却係長
		納 税 課	
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支 援 課	支援第一係長 支援第二係長
		保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長
		保険年金課	資格係長 保険料係長 年金老人保健係長
		保 健 部	健康づくり 推進課
			管理係長 保健係長 普及係長 指導係長
		衛 生 課	環境衛生係長 食品衛生係長

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 区長は、所属職員のうちから、京都市事務分掌規則第1条第2項の規定により編成されるプロジェクトチームを構成する職員となる者を定めることがある。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第2号中「児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に改める。

第6条福祉部の款支援課の項中第11号を第13号とし、第2号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給に関すること。ただし、保健所及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。

(3) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)